

2024年12月3日

各位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 渡邊敏行
(コード番号 5216 東証スタンダード)
問合せ先 取締役小峰 衛
電話番号 0228-32-5111

当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年10月24日付で訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- 提起された裁判所：東京地方裁判所
- 提起された年月日：2024年10月24日（訴訟内容を知った日 2024年12月3日）

2. 訴訟を提起した者の概要

名称：EVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「相手方」といいます。）
所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニ ガーデンコート12F
代表者：代表取締役 ショーン・ローソン

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2023年8月31日、相手方との間で、MSワラント等の発行による資金調達に関して相手方をアレンジャーに任命する契約（以下「本契約」といいます。）を締結しておりました。

その後、当社は、2024年3月1日付「第三者割当による新株式発行及び第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」及び同年4月10日付「第三者割当による新株式及び第3回新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、同年3月25日から同年4月10日にかけて、新株式及び新株予約権の発行（以下「本新株式等発行」といいます。）を行いました。これに関し、相手方は、当社が本新株式等発行を行ったことが本契約の違反に当たるなどとして、当社に対して違約金等の支払いを請求し、これに対し、当社は、本契約は本新株式等発行の時点で既に終了しており、かつ本新株式等発行は本契約の違反事由にも該当しないなどの理由から当社に支払義務はない旨回答したところ、相手方は、上記違約金等の支払を求めて本件訴訟を提起したものです。

4. 訴訟の内容

- 請求の内容：違約金等請求
- 請求金額：7100万9047円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。上記のとおり相手方が請求する違約金等の支払義務はないものと考えており、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していく所存です。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上